

規制改革会議 地域活性化TF 議事概要

1. 日 時：平成20年9月10日（水） 14：30～15：30

2. 場 所：永田町合同庁舎2階 中会議室

3. 議 題：経済産業省ヒアリング

「補助金等財産処分に関する対応について」

4. 出席者：【規制改革会議】

米田主査

【経済産業省】

大臣官房会計課 課長補佐 日原正視

大臣官房会計課 課長補佐 川野俊朗

【内閣官房地域活性化統合事務局】

黒坂 仁

5. 議事概要

○事務局 それでは、時間になりましたので、早速始めさせていただきます。

本日のヒアリングの趣旨について、もう一度確認させていただきますと、4月に補助金の施設の転用の弾力化に関して、補助金適正化中央連絡会議から発出されました。これを受けまして、各省の通達内容が趣旨に沿った形になっているかどうかといった部分を確認させていただきたいと思っております。

御説明の方は20分から30分をお願いいたします。御説明の後に意見交換をさせていただきたいと思えます。

それでは、早速お願いいたします。

○日原課長補佐 お世話になります。経済産業省の会計課の補佐をしております日原と申します。よろしくをお願いいたします。

まず事前に質問事項をいただいておりますので、その質問事項に沿う形で御説明をさせていただきます。

資料ですけれども、2つお配りさせていただいております。1つが内規でございますけれども、我々の補助金財産の処分規定と、こちらは6月6日に改正をしたんですけれども、それを各局もしくは都道府県に通知したものがもう一つの資料となっております。

御質問の1つ目として、補助対象財産の転用等の弾力化に当たって、経済産業省が行った運用改善の措置の内容についてという御質問がありましたけれども、こちらについては補助金等適正化中央連絡会議の決定事項の通知を受けて、先ほどお配りしている規定の改正を6月6日に行っております。

具体的な内容としては、地方公共団体が補助対象財産について処分をする場合の特例を追加して

おります。内規の 10 ページ、11 ページ、12 ページを追加で規定しております。

内容なんですけれども、まず財産の使用開始の日から 10 年を超える期間を経過した場合、もしくは災害による損害等を伴う場合、市町村合併に基づく財産処分の場合には、報告書の提出をもって承認されたこととみなすという規定を特例的に設けております。こちらは当省の統一的な内規でございまして、各部局ごとに何かしらの特例を設けているということとはございません。

補助対象財産を他部局もしくは他府省所管の事業で転用することの可否でございますけれども、こちらについても、原則は当然補助金等の交付の対象となる事業もしくは事務といったものに供することというのが当然原則になってくるわけなんですけれども、補助財産の死蔵化、遊休化の事態は我々としても適切ではないと考えておりますので、一定の場合には目的外の転用を認めております。

具体的には内規の 2 ページの 3 の (1) の①の二でございますけれども、当該補助制度の目的と密接に関連する用途または公益性の高い用途に転用されること。この場合には、転用は認めております。

また、4 ページの (2) の一のロの b でございますけれども、当該補助制度の目的と密接に関連する事業に転用されること。こうした場合には、目的外の転用は可能としてございます。

次の質問として、地方公共団体が財産処分を行う場合と、それ以外のものが行う場合の承認基準に差がある場合には、その理由について答えてくれという質問でございます。

まず差はございます。地方公共団体についてのみ財産処分の制限の緩和を認めております。理由ですけれども、我々の理解としては、地方公共団体が財産処分を行う場合には、当然、議会の議決ですとか外部の監査として、住民の監査という民主統制が働く場面が多いので、補助金交付の目的以外の転用であっても、公共性の高い事業への転用はある程度確保されると考えております。

他方で地方公共団体以外のものが行う場合なんですけれども、こちらは地方公共団体のように統制というのはなかなか働きにくい場面でございますので、やはり補助金適正化法の趣旨などから判断すると、ある程度の制限は設けざるを得ない。その制限とは、個別に申請をいただいて、申請について審査をした上で承認をするというプロセスは、どうしても経なければならぬと考えております。

最後は地方公共団体の実施状況や今後のフォローアップの方向性、必要性についてということでございますが、まず私どもは地方公共団体に対する補助金の交付というのはそれほど多くございまして、それに対する関心も今のところ高くない。実際、問い合わせも件数は少なく、うちの本省庁のほかが各地方に地方経済産業局を持っているんですけれども、6月6日の改正後、問い合わせはそこで1件程度しかございませんでした。

ただ、いずれにせよゼロではございませんので、地方公共団体からの問い合わせについては適切に対応して、改善できる部分があるのであれば、補助金適正化法の趣旨を逸脱しない範囲でという条件は付きますけれども、柔軟に考えていきたいと思っております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○米田主査 今回のヒアリングの趣旨は、財務省の補助金の連絡会議に沿った方針にのっとり運用が経産省から各局にお示しいただいているかどうかの確認も重要なものでございますので、一応、

発出されたものについて、簡単に御説明いただけますか。その中の文言で、確かにそれがこういうふうに書いてあるということを確認したいと思いますので、ポイントをかいつまんででも結構ですので、一応、御説明ください。

○川野課長補佐 もう一つの資料として、各内部部局へ規定の改正そのものを通知しております。当省の補助事業は全県にまたがるような補助事業はございませんので、各地方経済局から各都道府県あてに対しては、この通知を添付するような形になっているかと思うんですけども、地方経済局の方から周知をさせていただくという手続をとりました。

規定の内容自体は、そっくりそのまま通知しております。

○米田主査 それを読み解くのが、微妙な書きぶりもございますので、それを御説明いただきたいんです。これを説明していただきたいということなんです。

○川野課長補佐 まず「1. 基本的な考え方」ということで、補助金は税金などでやっております事業ですので、それに関する規定としてはですね。

○米田主査 済みません。これは今までであった取扱いについてという文書に追加されて出されたものなんでしょうか。

○川野課長補佐 はい。それは10ページ以降です。「9. 財産処分の承認等にかかる特例について」ということです。

○米田主査 9ページ目までは、従来と同じものがくっ付いているということでございますか。

○日原課長補佐 多少文言の改正などはしていますけれども、内容の変更はございません。

○米田主査 文言というのは、どういったことですか。

○日原課長補佐 解釈の幅が広がったもの、いわゆる間違えのようなものがあつたので、併せて修正はしています。

○米田主査 なるほどね。

それでは、10ページ以降、このたび追加されたところを御説明いただけますか。

○川野課長補佐 はい。

○米田主査 それまでもぱらっと見せていただいて、最初に「1. 基本的な考え方」が書いてあって「2. 目的外使用について」というものが書いてあり「3. 目的外使用（転用）の承認要件」というものがあります。

全部を説明していると時間がかかりますので、一応10ページから御説明いただくことにして、なおかつ、それに加えて、今回、財務省で出されました方針が10ページ以降の追加とその前と趣旨を実現されているかどうかをチェックさせていただきたいと思います。10ページ以降の追加分の御説明をいただけますか。

○川野課長補佐 10ページ目の「9. 財産処分の承認等にかかる特例について」ということで、従来は全くこういった特例は設けておらず、補助金適化法の趣旨に沿った形での処分制限期間に係る財産処分であれば、大臣の承認をとるという手続での運用を行っていたところです。

今般の中央連絡会議の決定事項の申し合わせを受けまして、地方公共団体に対する財産処分について承認とみなす条件として、11ページ目に一、二と書かせていただいておりますが、少子高齢化、

産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、補助事業により取得し、効用の増加した処分制限財産を使用開始の日から 10 年を超える期間を経過して行う財産処分の場合。

二として、使用開始の日から 10 年に関わらず、災害もしくは火災により使用できなくなった財産処分、もしくは立地上、構造上危険な状態にある財産処分財産の取り壊しまたは廃棄、市町村の合併の特例に関する法律、合併基本計画に基づいて行われる財産処分の場合については、報告書の書式を 13 ページ、14 ページに定めて添付しておりますが、報告をもって承認したという形での包括承認の手続を追加いたしました。

財産の活用状況として、ここは必要に応じてということをつけ加えさせていただいていますが、大臣等は必要に応じて財産処分、報告書により承認とみなした財産の活用状況について、地方公共団体から報告を受け、また確認をすることができるということで、事後的なフォローアップ、利活用について、必要に応じて確認ができるような形の規定を織り込ませていただきました。

「(2) 国庫納付額にかかる特例」としまして、使用開始の日から 10 年もしくは災害等、市町村合併に基づく財産処分の場合については、国庫納付に関する条件を付さずに承認をするという手続をとることにしております。

経過年数が使用開始の日から 10 年未満である処分制限財産の財産処分であって、市町村合併、地域再生等の施策に伴う財産処分で、大臣等が適当であると個別に認めるものについては、国庫納付に関する条件を付さない。

道路の拡張整備等の補助事業者等の責に帰さない事情等によるやむを得ない取り壊し等、事業主体が主にやるわけではなくて、やむを得ず取り壊しを行わなければならない場合で、補償がない場合については、国庫納付に関する条件を付さないという手続をとるように改正しております。

老朽化により代替施設を整備する場合の取り壊しという 4 つは、国庫納付に関する条件を付さずに承認をするという規定を設けております。

「[2] 国庫納付の条件を付して承認する場合」なんですけれども、財産処分で有償の場合の財産処分については、国庫に納付する条件を付するというを規定しております。

地域再生法第 23 条の規定により、大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、そもそもこの基準の手続を必要としないということを規定しております。

13 ページは、財産処分報告書として各自治体から報告していただく内容といたしまして「①補助事業名及び交付年度」「②処分する財産名等」「③処分内容及び処分予定日」「④有償・無償の別」。

「2. 処分理由」。

「3. その他参考資料」の提出の形で報告をいただくように、この部分自体をすべて追加したことになります。

○米田主査 御説明は以上でございますか。

○川野課長補佐 はい。

○米田主査 どうもありがとうございます。

基本的なことも含めて、いろいろと聞いていきたいと思えます。

まず、補助金適正化法の取り決めは財務省の連絡会議で決まったものですが、基本的に自

治体の方々が、今、持っている資産をいろいろ活用しながらやっていくためには、当初の補助目的だけに縛られた施設運用では地域が活性化しないということですか、市町村合併で余ったものをもっと活用したいとか、負担になって処分したいといった切実なニーズの下で行われているわけで、基本的に経産省としてもその趣旨はよく御理解の下で、なるべく前向きに幅広く補助財産を転用していただけるようにお努めになられていると思うのですが、その基本方針はそういう解釈でよろしいですか。

○川野課長補佐 地方公共団体であれば民主統制も働き、私利私欲に走るという用途はないと思いますので、申し合わせを受けての基本的な考え方は、前向きに御相談があれば適切に対応していくということと考えております。

○米田主査 地方公共団体の方の財産なんですけれども、基本的なことなんですけど、10年以上経ったものについては包括承認制で認めましょうということですね。財産処分もですね。

○川野課長補佐 はい。

○米田主査 ただ、その場合、他省庁にないところで経産省が書いておられるのは、いわゆるフォローアップの点を結構明記されているのではないかと思うんですが、11ページの「[3] 財産の活用状況」に「大臣等は必要に応じて、財産処分報告書による承認とみなした財産の活用状況について地方公共団体から報告を受け、又は確認することができる」と書いてあります。

例えば公共団体が公共施設を民間の地域興しやまちづくりをやるような方々に、用途変更してお渡ししたような場合、譲渡し終わったものについて、その後の経過も報告義務があるということなんですか。

○川野課長補佐 そこは必要に応じてという理解なので、何かしら当省が交付した施設で事件が起こったとか、転売しているとか、当省の承認の条件と違うような形で、そこで利益を生むような活用なり、どちらかというところ公共性の低いような形になったりしている場合がもしあれば、どういう利活用ですかという報告、どういう管理をしていますか、どういう運用をしていますかということを確認しておいた方がいいのではないかと、万が一ということを想定しています。

○米田主査 通常のケースというよりも、悪質な事例も考えられるということですね。

○川野課長補佐 そこで事故とか事件などがあつた場合、何も書いてないと何もできなくて、もともと当省が交付して建設した施設だということが面白おかしく記事的になることがあつたりすると困るので、その辺は把握しておく必要があるということもあつたものです。

○米田主査 そういう意味で書かれているということですね。

○川野課長補佐 はい。定期的に報告義務を課しているという意味ではございません。

○米田主査 わかりました。

私は国の文章を読み慣れていないんですが、二に経過年数が10年未満と書いてあります。その中で地域再生等の施策に伴う財産処分で大員等が適当であると個別に認めるものと書いてあるんですが、一応ここは市町村合併もしくは地域再生等の施策に伴うものであつて、なおかつ、経済産業大臣等が適当であると認めるということになってはいますが、大臣が適当であると認めるということは、厳しくチェックする一方、公共性が認められるものについては前向きに認めていこうとい

う姿勢で随分幅が出てくるんですけども、ここについては、一応、地方自治体の中に議会を持っておりますしということで、そういうものはなるべく幅広く前向き、大臣が認めるという判断基準は割と幅広に考えてよろしいものなんですか。

○川野課長補佐 基本的にはそういう考え方です。

○米田主査 前向きに書いてあるわけですね。なるべく認めようというのが基本姿勢ですね。

○川野課長補佐 地域再生等の各施策というものはかなりの件数があると認識していますので、当省に限らず他省庁と共通のものもありますし、国が必要だと認めたものに対して処分制限財産を使いたいということであれば、当省に関する事業であれば、そこに使うんだということがすごく簡単に確認できて対応しやすいんですけども、他省庁で認めているような施策について処分制限財産を有効活用したいという申し出であれば、前向きに対応していく。結構幅広い形で書かせていただいています。

○日原課長補佐 市町村合併、地域再生等の施策というのは「等」という文言が付いていて、外延がはっきりしないものですから、外延を明確にできない以上、大臣等が適当であると認めるものということを書いているだけでして、明らかにそれが市町村合併でしょう、地域再生施策でしょうというものについては、原則として認める方向で運用しております。

○米田主査 ありがとうございます。

地方自治体の持っている補助財産については、私からの質問は以上なんですが、次に地方自治体以外が持っている補助財産についてお伺いしたいと思います。

地公体が持っているものについて、事務局から追加の質問ありますか。

○岩村企画官 御省の地方公共団体に対しての補助金は、そんなに多くなかったと認識しているんですが、具体的にどういうものがあるんですか。

○川野課長補佐 当省がですか。

○岩村企画官 はい。こんなものが想定されますというものはありますか。

○川野課長補佐 工業用水道事業費というものがあります。

○米田主査 工業用水ですか。

○川野課長補佐 工業用水です。例えば厚労省さんであれば治水ですね。

○米田主査 厚労省さんであれば水道水ですね。

○川野課長補佐 間違えました。国土交通省さんです。

○米田主査 国交省さんは治水ですね。

○川野課長補佐 農水省さんであれば農業用水です。

当省にも工業団地とか工場に対して供給するというので、工業用水道事業費というもので毎年30億弱ぐらいの補助金が出ています。主に工業団地の多い工業用水を活用するところに、水の施設ですから、ため池みたいなものから導水管などを敷設しています。全国ではないんですけども、そういうものがあります。

あと、特別会計の方になるんですけども、原子力発電所施設などがある地域に対して、電源立地地域対策交付金という名前で地元へ貢献するような形のものがあります。

○米田主査 スポーツ施設などですか。

○川野課長補佐 施設もつくれます。

○米田主査 公園もありますね。

○川野課長補佐 公園もつくれますし、地元で必要としている施設の整備ができます。対象範囲は結構幅広になっていたと思いますけれども、そういうものがあります。どちらかという、青森ですとか福井、九州、原子力発電所がある地域だけなので全国ではないんですけれども、そういうところの地域に建物などをつくるという交付金がございます。

あとは、公立学校とか病院施設みたいな全国津々浦々という制度はございませんので、あくまでも地域なり事業所管課なりが限定されてしまうということです。

○米田主査 商工会とか商工会議所の建物には補助金は入っていないんですか。

○川野課長補佐 入っています。今は多分ないんですけれども、県経由の間接補助金という形で補助金が入っているはずですよ。

○米田主査 中小企業支援のための諸団体、商工会、商工会議所だけではなくて、最近3つの何かが1つになって、基盤整備機構というんですかね。

○日原課長補佐 独立行政法人ですね。

○川野課長補佐 独立行政法人の話ですか。

○米田主査 中央会ですとか産業振興機構ですとか、いわゆる経済産業省系の中小企業支援対策の団体というのは全国に津々浦々あって、そういう建物や機器などには間接補助かもしれないんですけれども、経産省の補助金が入っているようなイメージを持っているんです。

○川野課長補佐 間接補助金として入っていると思います。

○米田主査 その間接補助金は、今回の補助金適化法の対象になりますか。

○川野課長補佐 直接はならないと考えているんですけれども、交付のとき条件、交付要綱等で県は国と同じような条件を付しなさいということにしているので、国自体が緩和すれば、当然、県も緩和した形で対応することにはなるとは思いますけれども、事業主体自体が地方公共団体とは違うという整理をしているんです。

○米田主査 今から地方公共団体以外の補助財産の話もしていくんですが、実はそれについても下記の趣旨を踏まえて、適切に対処することと財務省の方針が出ていますので、それについても緩和されることになるんですが、運用緩和が行われるわけで、それも併せて、市町村が持っているものについてよりも、今、言ったようないろんな中小企業支援の財団法人や社団法人系が経産省の補助金をもらってつくっている施設というのは、全国津々浦々にあるのではないかと聞いていたわけです。

○川野課長補佐 それはあると思います。

○米田主査 ただし、今、おっしゃったように、間接補助が多いわけですか。

○川野課長補佐 はい。当然、国の方で処分制限緩和になるようにしていけば、自治体についても緩和されることになるのではと思いますが、ただ、事業主体が公益法人であったり株式会社であったり、いろいろなケースがありますので、商工会とかですと特殊法人的な扱いになるかと思えます。

ので、それらについてはまた何かと条件を付けることになると思います。

○米田主査 とりあえず次に進めさせていただいて、今のお話に出ました地方公共団体以外のものが持っている補助財産の運用緩和についてお話を聞きたいと思っております。

地方公共団体以外のものについて新たな文章が発行されているような形がないんですが、それはどういうことなんでしょうか。

○川野課長補佐 特に今回改正するに当たって、改正時期が6月になってしまったんですけれども、いろいろ手続が間に合わなかった面がありまして、優先的に地方公共団体についての部分を追加した改正で対応しています。

当然、民間事業者に対する補助金も交付しているんですけれども、執行している地方経済局などに対して、例えば民間事業者から制限が厳しいという声は余り直接上がっていないような状況もあるので、積極的に営利企業である民間企業者などに対してまで制限を緩和していくのはいかがなものかということもありました。

特に、今回の改正で、地方公共団体以外のものをどうカテゴリー分けするかということもあるんですけれども、とりあえず優先的に地方公共団体に対する制限だけを織り込んだ形の改正を行っています。

趣旨は、確かに地方公共団体以外にもということでの申し合わせ事項になっていますので、そこは十分認識しておりますが、例えば包括承認でいいですよというような民間事業者が補助事業者である場合についても読めてしまうような規定にしてしまうのはちょっと恐いところがあったので、その辺の書き方は工夫しなければいけないということもあって、改正に間に合わなかったということです。

○米田主査 特に経産省の場合、案外、民間事業者がワンステップおくと向こう側には商工業の支援をする方がたくさんいらっしゃいますね。

○川野課長補佐 中小企業者などがおります。

あと、当然、技術改善の補助金とか研究開発の補助金などが多かったりするんですけれども、その場合、例えば処分制限財産として研究用の機器ですとかそういうものが補助対象として挙げられるんですけれども、比較的、処分制限期間が短いんです。

○米田主査 耐用年数が短いということですね。

○川野課長補佐 耐用年数が短いんです。短いものだと4年ぐらいで、長い機械装置などですと7年ぐらいというものがあるんですけれども、補助事業目的のために使う分については特に使っていないということで、目的内使用ということで規定上も整理しておりますので、同じ延長線上の研究に使っていく場合については、特に問題ない、支障がないと考えています。

そういうこともありまして、地方公共団体以外に対する補助事業者に対して、どういう部分を緩和すればいいのかというのは、中でまだ議論がし尽くされていないという状況です。

例えば今回のものも大きい施設、建物などが結構想定されていると思うんですけれども、中小企業者さんなどに出している補助金ですと、補助金の規模もそれほど小さくなくて、建物をつくってとかそういうものはあまりないと認識しておりまして、機械装置や研究開発用の機器であれば耐用

年数もそれほど長くありません。

○米田主査 今の場合だと、耐用年数が過ぎたら用途変更は自由なんですか。

○川野課長補佐 そうです。そこは適化法上もそうだと思います。

○米田主査 だから、それでいくと、実際にいっぱい出している補助金については、ここを待つまでもなく 10 年未満で耐用年数がきてしまうことが多いので、特に実用上問題がないということはあるわけです。その後は好きなものに使っていいわけですね。

○川野課長補佐 そうです。

○米田主査 そういうことなのに、地方公共団体以外の補助財産についてまだ書かれていない。今までいろいろヒアリングをさせていただいているんですが、各省庁さんともみんなちゃんと書いておられまして、書いていないのは経産省だけなんです。

あと、このままにしますと、少ないとはいえども、例えば施設で 10 年以上経った民間の外郭団体みたいなのが持っているものを転用しようとする、国庫補助を返さないと転用できないんです。そういうことになりますね。

○川野課長補佐 そうです。

○米田主査 従来どおりということになりますと、そういうことになりますね。

○川野課長補佐 はい。

○米田主査 ですから、それをやめて、もっと転用しやすくしようということで出た基準方針が財務省の方針ですから、例えば施設系で 10 年以上経ったものについては、勿論、市町村とは違って少しモラルハザードを防ぐために、例えば審査が要るということはわからないでもないんですが、あるチェックをして、そのチェックで OK になれば、補助金返還しなくても用途変更ができるようにしてあげるということが重要だと思うんですが、今のこのままの規則ですと、補助金を返さなければいけなくなるんです。

○川野課長補佐 そうです。

○米田主査 これがこの方針に反しているの、そういうことがないように、やはり地方公共団体以外の補助財産についても、ここに書いてあるとおり、下記の趣旨を踏まえて適切に対処していただきたいという要望を私はここで出したいと思います。

○川野課長補佐 一応、改正のときに、全く改正しない、このままでずっといこうということではなくて、省内の中の手続もありまして、地方公共団体に対するものだけを優先的に対応しているところがあります。

○米田主査 地方公共団体以外のものの補助対象財産についても、財務省の連絡会議の趣旨を踏まえて、これから運用規則の改正を発出される予定であるということによろしいですか。

○日原課長補佐 発出はわかりませんが、今、検討はしております。

○川野課長補佐 今、改正の検討はしております。

○日原課長補佐 前々からしてありまして、実際、財務省にけ飛ばされているんです。我々としては、地公体以外にもある程度緩和をさせたいと思って検討を進めていたんですが、まだ我々の検討が不十分で、財務省には認めてもらえないんです。

○米田主査 財務省のどこに認めてもらえないんですか。

○日原課長補佐 補助金についてのところだと思います。

○川野課長補佐 法規課に御相談に行っているんですけども、地方公共団体以外のところで同じようにできませんかと言うと、他省庁にもいろいろ地方公共団体以外の同じようなものがあるとおっしゃっていました。

○日原課長補佐 ただ、そこは財務省が悪いということではなくて、やはり何でもかんでも例外を認めるわけにはいかないと思いますので、例えば地域再生なら地域再生施策をある程度カテゴライズ、要件付けをしなければいけないと思うんですけども、その要件のかけ方についてまだ我々の検討が及んでいなくて、それだと何でも認めることになってしまうだろうと言われてしまいました。

○米田主査 特に多岐にわたっている場合、書きぶりが難しくなるというのは私もそうだろうと思います。施設系ばかりが多い省庁だと割とあっさり書けるんでしょうけれども、今、おっしゃったように機器などが多いと、確かに野放図にされるとモラルハザードかなという御懸念もわからないことはないんです。

ただ、いずれにしても、今のままでいけば、先ほどのような地方公共団体以外が持っているもので10年以上経ったものが、補助金を返さないと転用できないという状態となってしまいますので、難しいとは思いますが、何とか御調整の上でしっかりと運用規則を出していただきたいと思います。

余り遅くなりますと、いろんな誤解とか本来こういうはずだったのにというようなクレームもつくかもしれませんので、大体いつぐらいまでに出される予定なのでしょうか。めどといたしますか、目標はいつぐらいでしょうか。幾ら何でも年度を越えることはないですね。例えば年末ぐらいまでには何かね。年度を越えるというのは基本的にないですね。

○日原課長補佐 地公体以外について、何かしらの緩和の措置を規定していないのは、我々だけなんですか。

○米田主査 そうです。今までヒアリングした中で、経産省だけです。せっかく省庁みんなで、この方針に沿って足並みをそろえている中で、経産省さんだけがそういうことをされますと、地方公共団体の方もこのたびの緩和の中身がよくわかっておられない状況だし、まだまだ宣伝不足ですので、統一的に御説明しようとするときにいろいろと問題が生じてしまいますので、できれば年内ぐらいに何とか発出するという形でお願いできませんでしょうか。

○日原課長補佐 年内はわかりませんが、一応、今、幾つか具体的な玉として検討しているものがございまして、年度内には何とかやりたいと思います。

○米田主査 出ましたもので、再度こちら側もなるべく皆さんが自由に事業活動ができるように、それは経産省さんの産業振興と全く目的が一致しているものだと思いますので、またヒアリングさせていただきたいと思いますので、そのときは御協力をよろしくお願いします。

地公体以外は案外難しいものですから、今日そちらのヒアリングはペンディングということになったので、ややあれなんですけど、事務局から何かございますか。

最初に日原課長補佐から御説明があったときに、2 ページ目の「二 当該補助制度の目的と密接に関連する用途又は公益性の高い用途に転用されること」という限定付きで地公体以外のものも認

めすみたいな御発言があったんですが、もしそうだとすると、財務省の趣旨よりも相当厳しい解釈になりますので、幅広い形で見直しをお願いしたいと思っております。

事務局ありますか。

○岩村企画官　ございません。

○米田主査　それでは、年度内ということで、次回またもう一度お会いすることがあると思います。つくるときには緩和の方向で、是非皆さんが使いやすい形でよろしく願いいたします。

よろしいですか。

○日原課長補佐　次回はおしかりを受けないように準備させていただきます。

○事務局　それでは、以上でヒアリングを終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○米田主査　どうもありがとうございます。